

藤岡市農業委員会
令和4年第9回
定例会議事録

令和4年9月5日招集

令和4年藤岡市農業委員会第9回定例会議事録

令和4年9月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第9回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 51号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 53号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 17号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 18号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（12名）

1 番	秋山 幸夫	2 番	宮澤 一夫	3 番	清水 文江	4 番	浦部 隆
6 番	折茂 新一	8 番	関根 隆雄	9 番	折茂 高弘	10 番	金澤 貞夫
11 番	岩下 次夫	12 番	茂木 由子	13 番	山口 暁	14 番	福田 俊太郎

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

事務局 長	塚本 良	事務局 次長	宮本 佳洋
次長補佐兼係長	瀧澤 透	主 任	牧 眸美
主 任	笠原 諒亮		

（開会13時31分）

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年第9回定例会を進行させていただきます。本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんの出席をご遠慮いただいております。また、下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。本日は2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。

定例会終了後、研修会を開催いたします。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和4年第9回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。4番浦部委員、6番折茂（新一）委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

（休憩13：34）

（再開14：59）

議長

休憩をといて会議を再開いたします。議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、下戸塚の〇さんが、下戸塚の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積は426㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外のSさんが、中島の農地を売買で取得し、貸露天資材置場用地として転用するもので、農地3筆、面積は574㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、中栗須の農地を賃貸借で借り受け、ガスパイプライン工事に伴う露天資材置場用地として一時転用するもので、農地2筆、面積は1,711㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、西平井の法人が、西平井の農地を売買で取得し、墓地用地として転用するもので、農地3筆、面積は891㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市内の法人が、東平井及び鮎川の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地10筆、面積は7,197㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、

申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第51号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第51号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第51号整理番号2番は許可と決定します。次に、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第51号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号 整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 5 番は、面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として、群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 11 番の 6 件です。整理番号 6 番は、下栗須の F さんが、下栗須の農地を使用貸借で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 808 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、藤岡の A さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 398 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、中大塚の O さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 392 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、市内の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、露天資材置場用地とし

て転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,105 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 10 番は、市内の法人が、高山の農地を賃貸借で借り受け、露天資材置場及び物置用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 1,425 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 11 番は、西平井の法人が、西平井の農地を寄付により取得し、墓地用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 600 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 51 号整理番号 6 番から 11 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に、整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に、整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に、整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 11 番は許可と決定します。続きまして、議案第 52 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 52 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(岩下委員挙手)

議長 　　はい、岩下委員。

岩下委員 　　4 番から 6 番についてですが、価格が安いですね。これは何か理由があるのですか。

議長 　　事務局お願いします。

事務局 　　所有権移転のところよろしいですか。この単価については S さんと M さんのお二人の間で決められていることなので、なぜこの金額なのかという根拠は不明です。お互いがこの価格で納得されたということです。

岩下委員 　　問題ないということなのですか。

事務局 　　お二方が合意されたということであれば問題はありません。

議長 　　よろしいですね。他にありますか。それでは他に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でありますので、議案第 52 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 53 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 53 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 53 号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 53 号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第 17 号・18 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 ただ今、報告第 17 号・18 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 4 年第 9 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（閉会15時18分）